

令和２年度 福岡市こども・子育て審議会

会 議 録

日 時 令和２年11月27日（金）１０時００分

場 所 TKPガーデンシティPREMIUM

天神スカイホール（メインホールB）

令和２年度福岡市こども・子育て審議会

〔令和２年11月27日（金）〕

開 会

開会

○事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日は大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまから、令和２年度福岡市こども・子育て審議会を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、こども部長でございます。よろしくお願いいたしますします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインを併用しての会議となっております。恐れ入りますが、御発言の際には、オンライン参加の委員にも伝わるよう、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。あわせて事務局の説明の際にもよろしくお願いいたします。また、換気のため、ドアを２か所開放したまま実施させていただきますことを御了承ください。

スマートフォンに接触確認アプリをインストールされている方は、ブルートゥースをオンにいただきますようお願いいたします。

本審議会については、福岡市こども・子育て審議会条例第６条第３項の規定において委員の２分の１以上の出席が必要となっております。

本審議会の委員35名のうち、本日は28名の皆様に御出席いただいております、本日の会議は成立いたしますことを御報告させていただきます。

なお、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づき公開にて開催いたしますので、御了承ください。

まず、会議資料の確認をさせていただきます。

会場席図、委員名簿、会議次第、議題等に関連する資料として、資料１－１「第４次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について、資料１－２「第４次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧、資料１－３「第４次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）、資料１－４「第４次福岡市子ども総合計画」における関連指標の状況、資料２「第５次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について（案）、資料３、若者に関する総合的な支援・連携体制の強化について（案）、資料３別紙、子ども・若者育成支援推進法について、資料４、専門部会の開催状況について。

なお、皆様の机上には、「第４次」及び「第５次」福岡市子ども総合計画の冊子も御参考までにお配りしております。御不要な方は、会議終了後、机の上に置いたままお帰り

ください。

以上、資料が多く恐縮でございますが、不足等がございましたら事務局までお知らせください。

さて、会議に入ります前に、委員の御所属における人事異動等により、今年2月の審議会以降に新たに就任いただいている委員がいらっしゃいますので、お手元にお配りしている審議会委員名簿に沿って、お役職とお名前を御紹介させていただきます。

福岡県私学協会福岡地区支部監事、古賀委員です。

福岡保護観察所長、古山委員です。本日は御欠席でございます。

福岡市PTA協議会副会長、坂元委員です。

連合福岡・福岡地域協議会副議長、中村委員です。

福岡県警察本部少年課少年健全育成室長、林委員です。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長より一言御挨拶申し上げます。

○事務局 福岡市こども未来局長でございます。本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては日頃から、それぞれの分野で、子どもたちの健やかな成長のために取り組んでいただいておりますこと、心より感謝を申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、第4次福岡市子ども総合計画の最終年度でございました令和元年度の施策の進捗状況について御審議いただきますとともに、今年の3月に策定いたしました第5次福岡市子ども総合計画に基づく今後の施策の進捗状況の点検・評価について、及び第5次計画における重要な施策の一つとしております社会生活上の困難を有する若者に関する施策の方向性について御審議いただきたいと考えております。

いずれも、皆様方からの専門的な御意見を頂戴したい事柄でございますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

今後とも全ての子どもが夢を描けるまちをめざして、皆様方とともに精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

議題

(1) 「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について

○事務局 それでは、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項に基づき、委員長にここからの会議の進行をお願いいたします。

○委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の会議次第にありますとおり、議題として「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価についての審議、「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価の方法についての審議、「社会生活を営む上で困難を有する若者に関する施策の方向性」についての審議を予定しており、これらの議題について円滑に議事を進行していきたいと考えております。

限られた時間で多くの御発言をいただきたいと思いますので、御質問や御意見はできる限り簡潔に御発言をいただき、事務局からの説明についても分かりやすく簡潔にお願いいたします。

それでは、議題（1）「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 こども未来局企画課長でございます。

議題（1）「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について、御説明をさせていただきます。

失礼ながら、着座にて御説明させていただきます。

資料1－1「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価についてを御覧願います。この資料は、平成27年11月18日に開催しました、こども・子育て審議会総会にてお諮りし、決定いただいたものでございます。

「1 点検・評価の考え方」についてを御説明いたします。

「第4次福岡市子ども総合計画」につきましては、毎年度、施策の実施状況などを取りまとめ、審議会に報告し、審議会において点検・評価を行うこととしており、審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果については、市ホームページにて公表することとしております。

「2 実施方法」について御説明いたします。

点検・評価を行う項目は、計画の目標1から目標3に掲げる施策ごとに実施することとしており、年度終了後、市において、施策ごとに事業の実績を取りまとめ、進捗状況の自己評価を実施し、審議会において評価等いただくこととしております。

次に、令和元年度の施策ごとの進捗状況及び自己評価についてまとめた資料1－2「第4次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧を御覧願います。

左から「施策の概要」「施策の進捗状況」「自己評価」を記載しており、自己評価を「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で実施いたしております。

なお、施策ごとの事業実績の詳細については、資料１－３の個票を適宜御参照いただきながらお聞きいただければと思います。

それでは、資料１－２の１枚目、「目標１ 子どもの権利を尊重する社会づくり」から御説明いたします。

「施策１ 子どもに関する相談・支援体制の充実」の進捗状況ですが、こども総合相談センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告を含む相談件数の増加に対応できるよう児童福祉司等を増員し、専門的・総合的な相談・支援を行うとともに、より市民に身近な各区子育て支援課において、子育てに関する相談や支援を引き続き実施し、子ども家庭支援センターにおいては、増え続ける相談に対応してまいりました。

また、平成30年度から全中学校区に配置されたスクールソーシャルワーカーによる相談支援に加えて、新たにSNSを活用し、子どもたちが夜間に気軽に相談できる体制を整えるなど、施策を実施したところであり、自己評価は「順調」としたところでございます。

「施策２ 児童虐待防止対策」の進捗状況ですが、児童虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童支援地域協議会を中心に関係機関の連携強化に取り組むとともに、子どもの安全確認のための子育て見守り訪問員の派遣、養育環境を確認できない子どもに対する家庭訪問等による養育状況の確認などを行い、また、子どもに関する市民団体や機関が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会による啓発活動、図書館やSNSにおける啓発を行うなどの施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策３ 社会的養護体制の充実」の進捗状況ですが、家庭での養育が困難な子どもに対する社会的養護体制の充実を図るため、子どもに関わるNPOと共働して里親制度の普及・啓発や里親に対する支援を実施するとともに、乳幼児専門の里親の開拓・養成を強化した結果、里親等委託率は平成31年度目標値としていた40%を平成29年度に上回り、令和元年度には52.5%に達しました。また、新たに児童心理治療施設を設置し、専門的なケアを必要とする子どもへの治療や支援を行う体制を充実させるなどの施策を実施したことなどから、自己評価は昨年に引き続き「順調」としたところでございます。

「施策４ 障がい児支援」の進捗状況ですが、障害の早期発見と早期支援のため、療育センター等における相談・診断・療育を実施するとともに、児童発達支援センター等を増設するなど、通園療育の充実に取り組みました。また、障害があっても社会参加できるよう、ノーマライゼーションの理念の下、障害児の在宅生活を支援する施策や、発達障がい者支援センターにおける乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施するなどの施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策5 子ども・若者の支援」の進捗状況ですが、思春期特有の不安や悩みに対応するため、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を実施し、また、中高生の社会性や自律性の醸成を図る若者のぷらっとホームサポート事業や、非行・ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者の支援を行う子ども・若者活躍の場プロジェクトを引き続き実施するなどの施策に取り組んだところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策6 子どもの貧困対策」の進捗状況ですが、子どもの生活状況等に関する調査の結果などを踏まえ、食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対する助成や立ち上げ・運営の支援を引き続き行うとともに、区役所、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーを中心に、相談機関・地域・学校など関係部局が連携し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組んだところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策7 子どもの権利の啓発」の進捗状況ですが、全ての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育園、イベントなどの様々な機会を捉えて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施したところでございますが、成果指標である「子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合」は初期値を下回っていることから、自己評価を「やや遅れている」といたしております。

「施策8 子どもの社会参加の促進」の進捗状況ですが、都市公園などの整備において、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて子どもの意見も含む多様なニーズを踏まえた整備を引き続き実施し、また、子どもを社会の一員、責任ある「一人の市民」として尊重し、その主体的な活動を促進するため、子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動の実施を支援するなどの施策に取り組んだところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

資料2枚目の「目標2 安心して生み育てられる環境づくり」について御説明いたします。

「施策1 幼児教育・保育の充実」の進捗状況ですが、保育需要の増加に対応するため、保育所等の新設や増改築、地域型保育事業の認可や幼稚園における2歳児の受入れを実施するなど、多様な手法により、引き続き待機児童解消に取り組みました。また、様々な就労形態に対応する休日や夜間の保育の実施、延長保育、病児・病後児デイケア事業、一時預かり事業の拡充を図るとともに、公立保育所4か所に看護師を配置して医療的ケア児を受け入れるなど、多様な保育サービスの充実に取り組みました。さらに、保育所の増加等に伴い必要な保育士等を確保するため、潜在保育士等の就職支援、保育士に対する家賃助成を引き続き実施するとともに、新たに、奨学金を返済する保育士に

対する助成事業を開始するなどの施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策2 母と子の心と体の健康づくり」の進捗状況ですが、母親と子どもの心と体の健康づくりを推進するため、妊婦健康診査に対する公費助成や乳幼児健康診査、新生児の訪問や先天性代謝異常検査を実施するとともに、新たに新生児を対象とした聴覚検査の公費負担を実施いたしました。また、子どもを望む夫婦に対する特定不妊治療費の助成や、保険診療の対象とならない一般不妊治療の費用の一部助成を引き続き実施するとともに、不妊専門相談センターにおいて不妊カウンセラーや医師による不妊の相談を行うなどの施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策3 ひとり親家庭への支援」の進捗状況ですが、ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、ひとり親家庭支援センターでの就業相談や自立支援プログラム策定事業を継続して実施するとともに、自立支援給付金事業の内容を拡充するなど、就業や自立に向けた支援に取り組みました。また、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、児童扶養手当や未婚のひとり親に対する臨時・特別給付金を支給するとともに、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用を行う対象事業を拡大し子育てサービスの利用を支援するなどの施策を実施してきたところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策4 子育て家庭への経済的な支援」の進捗状況ですが、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、保育所等を利用する生活保護世帯の教材費等や幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降の児童の副食費の実費に係る費用の一部を助成するとともに、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助や特別支援教育就学奨励費による支援などを実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり」の進捗状況ですが、毎月1日～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”とし、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組み、また、男女が子育てを行う意識の醸成を図るとともに、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの充実について、市民や事業者などへの働きかけを行うため、男性向けセミナーや企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの実施などに取り組み、男女の固定的な役割分担意識を持たない市民の割合は上昇したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり」の進捗状況ですが、授乳やおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」の登録数を増やすとともに、バス停付近やバス路線沿い等にベンチの設置を推進するなど、乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進め

ました。また、子育て世帯を対象とした家賃助成による居住支援や、子育てがしやすい良好な住宅への住み替えの支援を行うなど、子育てしやすいまちづくりを推進してきたところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策7 子どもや子育て支援に関する情報提供」の進捗状況ですが、子育て支援に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報などについて、「ふくおか子ども情報」ホームページやメールマガジン、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなどを通じて提供したほか、LINEやフェイスブックによる配信を行うなど、様々な媒体を活用して情報提供を行ってきたところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

資料3枚目の「目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」について御説明いたします。

「施策1 地域全体で子どもを育む環境づくり」の進捗状況ですが、地域全体で子どもを見守り育てていく活動の一環として、引き続き各区において、子育て交流サロンや育児サークルのボランティアに対する養成講座や研修、相談対応、交流会や情報交換会の開催などの支援を行いました。また、地域子ども育成事業などを通じて地域の子どもを育むネットワークづくりの促進を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業の利用ニーズの増加に対応するなど、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援するなどの施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策2 子どもの健やかな成長を支える取組」の進捗状況ですが、留守家庭子ども会事業において、これまでに、6年生までの通年受入れや学校休業日等の開設時間の前倒しを実施するとともに、新たに5か所の増築等を実施し、利用児童数の増加に対応しました。また、特別支援学校に通学する児童・生徒を対象とした放課後等支援事業を実施するとともに、放課後等デイサービスの利用者数の増加に対応するなどの施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策3 子どもの遊びや活動の場づくり」の進捗状況ですが、乳幼児親子がいつでも利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる子どもプラザを管理・運営するとともに、子育て交流サロンを支援するなど、より市民に身近な地域での子育てを支援する環境づくりに取り組みました。また、放課後等の遊び場づくり事業については実施校を新たに10校拡大するとともに、中央児童会館あいくるにおける遊び・体験・交流の場の提供、身近な公園の整備など、安全に安心して活動できる場や機会の確保・提供に取り組み、「地域の遊び場や体験学習の場への評価」は目標値に近い64.5%となっており、自己評価は昨年度に引き続き「順調」としたところでございます。

「施策4 子ども・若者の自己形成支援」の進捗状況ですが、アジア太平洋こども会

議・イン福岡による国際交流や青少年施設における様々な体験機会の提供などの青少年活動を引き続き支援しました。また、福岡市科学館において、子どもから大人まで幅広い世代の人々が最新の科学を楽しく学べる参加体験型の展示や、学校や地域へ出向いての体験学習を実施するとともに、リニューアルオープンした福岡市美術館において、子ども向けの様々な催しを行うなど、様々な体験機会の充実に取り組んだところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

「施策5 子ども・若者の社会的自立に向けた取組」の進捗状況ですが、子どもたちが夢や希望を持ち、新しいことにチャレンジする意欲を育成するため、地元起業家による講話や著名人による授業の実施など、アントレプレナーシップ教育を継続して実施しました。また、子どもが自ら考える力を培う体験の場「ミニふくおか」の開催、小学生からのキャリア教育などにより、子どもの主体性や職業観を育む取組を推進するなどの施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

最後に、「施策6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止」の進捗状況ですが、小中学生を対象とした救命講習や防犯出前講座、通学路の安全確保など、子ども・若者の安全を守る取組を実施し、また、家庭、学校、地域、関係機関等と連携し、非行防止活動や健全育成事業を推進するなどの施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

以上で「第4次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧の説明を終わらせていただきます。

成果指標や事業目標については、資料1－4「第4次福岡市子ども総合計画」における関連指標の状況にまとめておりますので御参照ください。

以上で、議題（1）「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明いただいた点検・評価の内容などについて、御意見がございましたら、お願いいたします。

○委員 1点ちょっと気になるのが、子どもの権利を尊重する社会づくりで、子どもの権利の啓発という、目標1の施策7です。ここは「やや遅れている」ということで、子どもの権利が尊重されていると感じる市民の割合が減っているということですが、一つはこの要因をどんなふうに考えているのかということです。

もう一つは、資料1－4で、子どもの自己肯定感が目標に達していないというのがあるわけですね。そんなに大きな差ではないですけども。

これとの関係で、一つ私が気になるのは、アントレプレナーシップ教育です。非常にチャレンジ精神を育てるのはいいのですが、今、日本の教育で指摘されているのは、競争意識があおられて、非常に子どもの心が疲弊しているということですが、何かこれとの関係があるのではないかと思います。その点を評価の中でどう考えられているのか、説明いただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。それでは、こちらの担当の事務局から。

○事務局 こども未来局企画課長でございます。

まず、子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合の成果指標が目標値を下回った要因でございますが、昨今、子どもの貧困や児童虐待、また、いじめや不登校など、子どもを取り巻く様々な報道がなされております。子どもの人権に対する社会的関心が市民の中で一層高まっていることも影響しているのではないかと考えております。この関心の高まりは、この分野に対する期待や市民の皆さんの要請の表れであると認識しておりますので、市としては今後とも全ての子どもの人権が尊重される社会づくりにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。今、もう一つ委員からの質問・御意見がございました。競争原理的な子どもの教育環境というのが少し目立ってきていて、子どもの心が疲弊しているのではないかと。その辺りとの関係というのをお願いします。

○事務局 では、失礼いたします。教育委員会学校指導課でございます。

まず、子どもの自尊感情につきましては、人権意識を支える重要なファクターである、これは間違いないと思っております。自分を大切にすることで、周りにいる人間も大切にできると。自尊感情を育てるということは大事なことだということは十分認識をしております。

アントレプレナーシップ教育との関連でございますが、教育委員会が進めておりますアントレプレナーシップ教育は、未来に夢や希望を持ち、またチャレンジ精神を育成するという、荒木委員が言われたようなことを目標としております。ただ、具体的には、様々な起業家の方をはじめ、著名人、またはアスリートの方をお呼びしてお話を聞くとか、そういうことを実際に行っているわけですが、成功体験とかの輝かしい話ばかりではなく、そこに至るまでの苦節の経緯であるとか失敗した経緯であるとか、様々な困難にぶち当たった時のことなどもお話しいただきながら、成功が全てというような話ではございません。

したがいまして、アントレプレナーシップ教育自身が競争原理をあおって自尊感情の低下を招いているとは考えていないのですが、実際に福岡市の子どもたちの自尊感情が低いというデータが出ておりますので、教育の様々な機会を通して、子どもたちが自分で乗り越えていく、そして自分の力を信じることができるような体験機会をこれからも充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 ちょっといいですか。追加させていただいて。

○委員長 はい。

○委員 まず、子どもの権利が尊重されていないと感じる市民の割合が増えているというのは、子どもの貧困等、今、子どもの置かれている状況がある程度市民に理解された、ある意味反映ではないかという御意見ですけれども、そうしますと、これは数字だけを見ていたら非常に大きな間違いを犯すということの証明ではないかと私は感じるわけです。要するに、数字の評価だけでなく、具体的に施策をして、その結果、そういう人権意識についての理解の深まりの度合いをもうちょっと違う角度で評価しないと、これだけで見ると非常に何か問題が残るのではないかという意見だけ述べておきます。

それと、自己肯定感の問題ですけど、日本は若年層の自殺が先進国の中で極めて高いと言われているわけです。その背景は、もちろんいろいろあるかと思いますが、この自己肯定感との関係が非常に大きいと私は思います。そういう意味で、私は子どもの多様な選択ができるような場というか、教育の在り方、もちろんされているかもしれませんが、そういった課題があると私は思っていますので、意見だけ述べさせていただきます。

○委員長 貴重な御意見、ありがとうございました。評価方法を含め、また今後の課題とさせていただきます。

では、ほかに。

○委員 私もこの子どもの権利の啓発について、この項目だけが「やや遅れている」というところで目を引くと思います。でも、これはあくまでも自己評価なので、客観評価としてどうなるかということでは、もう一つ考える必要があるかと思います。どのような

施策であったかということで振り返って、この結果ということでこの評価がされていると思います。

地域での人権教育の推進、学校・保育園などで人権教育というのをなされている。地域でも学校でもなされているという状況はあると思います。ですが、これは大人への人権教育だと思います。学校教育の中でもされていると思いますが、重要な点は、これが子どもの権利条約に言う人権教育であるのかということ、もう一つ考える必要があると思います。

子どもの権利条約の一番主要なポイントは、子どもが権利の主体であるということだと思います。そのことが子ども自身にちゃんと伝わるような教育がされているのかという点で、もう一つ見る必要があるのではないかと思います。

実は昨日、その結果が上がってきたのですが、子どもNPOセンター福岡で、子どもの実態調査をしてまいりました。子どもの権利について、子どもたちがどれだけ知っているかということ調査しました。福岡市内を含めて県内で、小学校から高校まで含めて4,000名余りの調査をいたしまして、「子どもの権利条約について知っていますか」という質問をしました。そうしましたら、これは小学校5、6年生から高校まで、あまり変わらないんですね。ちゃんと知っているというふうに答えた子は2%ぐらいで、あまり変わらないです。県内も市内もあまり変わらなかったですね。「おおむね知っている」「大体知っている」と答えた子どもが10%ちょっとぐらいです。「ちゃんと知っている」「どういうものか知っている」「聞いたことがある」という子どもたちは10%強ぐらいです。これが実際の子どもの状況だと思います。

いじめですとか、非常に厳しい状況が続いておりますけれども、これは子どもたち自身がちゃんと「やめてほしい」と言う、あるいはSOSを発信するという、自分たちが自らの声を上げていいんだということをちゃんとわきまえるということが、今、一番大事なことなのではないかと思います。

この調査の結果で、「子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合」というのに、子どもたちがどれだけ入っているのだろうかと思います。ですので、70%余りという現状ですが、これは子どもたち自身への調査をちゃんとして、一番中心である子どもたち自身が、自分が権利の主体であると、声を上げていいんだという認識を持つような働きかけ、教育が必要だと思います。それをずっと続けていって、その結果どうなったかという調査によって評価するという方向性を、次の第5次の計画に当たっては、ぜひ反映させていただければと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。約12%が子どもの権利条約を知っているというところ

ろにとどまっていて、それが地域格差とかもなく、低いまま固定化されている状況だということ。それから、子どもの権利条約で言いますと、権利の主体となる前に、そもそも権利の主体であるということを知らないという状況というんですかね、先生の実態調査のデータで御指摘いただきました。引き続き第5次の計画というところもありますが、改善の取組をしていくということでご指摘をいただきました。

何か事務局から追加の御発言はございますか。よろしいですか。

○事務局 貴重な御意見ありがとうございます。この調査結果は、市民の皆さんに聞いた結果ですが、子ども自身が、自分の考えを伝えたりできるんだということをしっかりと知るような機会といったものは大変重要だと思いますので、今後ともしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○委員長 では、お願いします。

○委員 今の自尊感情の件から、自尊感情のお話ですけれども、すみません、私の体験談で恐縮ですが、小学校のときの先生、3年生を受け持ってくれた先生が、教室にいる一人一人の子のよさを認めてくれて、頑張ったときにしっかり褒めてくれて、厳しくもありということで、非常にクラス全員がその先生のことを大好きだったんですけれども、私自身も自分の意見を出してもいいんだと、そこで思えたんです。自分自身が、自尊感情がそれまであんまり深くなかったなと思ったりしたのですけれども、その先生のおかげで自尊感情が高まったなという体験があります。

それで、先日、うちの町に小学校の校長先生を退職された先生が、日々の授業の中で自尊感情を高めることができると僕は思っていますということで、学校の先生のアプローチできる力はすごいなと、実は感じています。

家庭環境が例え厳しくても学校に居場所がある、その先生だけではなくて、保健室の先生だったり、教頭先生だったり、主幹教諭の先生だったり、いろんな先生がチームでその生徒さんに関わってくださる、そういうことが学校ではできるし、家庭以外の非常に長い時間をここで過ごすので、学校の持っている力がすごいなと。やはり幼稚園だったり保育園だったり、いろんなところでの先生、園の持っている力というのはすごいのではないかと感じています。

人権というものに結びつくまでには、高学年にならないと、すっと落ちないと思うのですけれども、その前の教育・保育の段階で自尊感情を日々先生方に意識していただいて、授業の中で子どもたちの自尊感情を高めていけるんだという感覚というのを意識していただけたらありがたいなと思います。

すみません。ちょっとまた別の話になってもいいですか。

○委員長 すみません、目標と施策の番号を、もしよろしければ。同じ目標１の施策７のお話でしょうか。

○委員 その意見とは別の補足ですけど、よろしいですか。

○委員長 どの施策に該当しますか。

○委員 目標２の施策２です。

○委員長 施策２ですね。はい、分かりました。

○委員 こちらの、母と子の心と体の健康づくりのところになりますが、進捗状況の３点目になります。各区に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を引き続き行い、産後の母子に対しての心身のケアとあります。今、産後の心身のケアは非常に重点的に言われていると思うのですが、妊娠期からという安心感が非常に大事だと思っています。相談支援で困った人が声を上げるといところまで行かない妊婦さんも多くて、ちょっとした不安を少しずつ蓄積され、抱えている方も多いので、母子手帳交付からアプローチをしておられます。妊娠期から出産までのケアがいろんなところで、産婦人科さんやいろんなところで保健師さんたちはアプローチされているとは思いますが、こちらでも十分に妊娠期からの不安に寄り添っていただけたらありがたいなと思いました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。母子健康手帳交付というキーワードをいただきましたけど、そこで工夫されているようなことがもしあれば御紹介いただければと思います。お願いします。

○事務局 こども発達支援課でございます。妊娠期の母子の心のケアというところでございますが、まず、母子健康手帳につきましては、今、区役所の窓口で配付する形を基本としておりまして、その中でいろいろ御家庭の状況などを聞いております。

また、今、妊婦の方については妊婦健診を市で実施しておりまして、この中においても、産科医療機関から、この妊婦さんについては少し不安だなというところがあるとき

は区役所に連絡をもらうような連携を取っております。そういう場合は継続して保健所がフォローも行っておりますので、そういった取組は引き続き続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 2点お話しさせていただきたいのですが、1の施策7で、今までも御意見が出ていますけど、私もこの「やや遅れている」というところが非常に気になります。

それぞれの施策がいろいろありますけど、結局の究極の目的というのは、やっぱり子どもの権利の保障というところにあるはずなのですが、ほかの評価は全て「順調」が多いのに、一番根本、土台にある子どもの権利の啓発が「やや遅れている」というのは、矛盾を感じるというか、大きな問題ではないかと思います。

各評価の基準とか方法にも関わるのかもしれませんが、行政がいろいろな事業を展開して協力されているのは十分承知しているのですが、受け取る側の市民、保護者、特に子ども側が、どれだけそのニーズを満たしているのかとか、どう感じているかという点に一つ乖離があるのではないかなと、この評価を見て感じました。

今までの委員の意見にあったように、根本にある子どもの権利についての、子ども自身に対する意見表明の機会とか子どもの権利の主体であるという教育とか、その辺りに力を入れていかないとなかなか難しいのかなと思います。なので、単に関心が高まったと言っていいのかというのは私も疑問があるので、もう少しこの辺りの分析が必要かなと思います。

もう一つ気になったのが、施策5のところですけども、頂いた資料を見ると、不登校児童・生徒の人数がかなり増えていて、多くなっているのが数値として目につくと思います。これは、不登校は問題行動ではないという考えが広まって、様々な学びの場につながったということがもしかしたらあるのかもしれませんが、この不登校に関する施策は「おおむね順調」という評価をされています。

不登校の人数がこれだけ増えている背景をどのように考えているのか、あるいは学校において、多様な学びの場につながっている子どもたちについてはどのように現状を把握されているのかとか、この「おおむね順調」と評価したこととこの数字との差がすごく気になるので、この辺りについて、不登校の現状をどう捉えているか教えていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。では、挙手をされた事務局、お願いします。

○事務局 失礼します。教育委員会教育相談課でございます。

今、御指摘のとおり、不登校児童・生徒につきましては増加している傾向であるというところは、我々も大きな課題として認識しております。不登校の背景といたしましては、現在の社会的な背景であるとか、様々な子どもを取り巻く環境等、いろいろなことが想定されますが、やはり子ども自身の悩みであるとか、そういうところをしっかりと組みながら減らしていく必要があるということで認識しておるところでございます。

先ほどお話もありましたように、学校への復帰だけが目的ではなく、様々な子どもの学びの場を我々がしっかり考えていく中、フリースクール、あるいは適応指導教室等の連携も踏まえて、子どもの社会的自立を目指していくというところで、事務局として取り組んでいるところでございます。本人の無気力・不安であるとか、親との関わり方とかいうふうなところが不登校の要因となっておりますので、その辺りもしっかり分析しながら対応していきたいと考えております。

「順調」と申しますのは、いろいろなそういう背景を改善していくために、スクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーであるとか、専門職との連携を深めながら、教育相談の体制の強化に努めていくと同時に、今後は福岡市登校支援対策会議というものを有識者会議として開催させていただき、不登校児童・生徒を含む長期欠席児童・生徒の対応について提言をいただいたところでございますので、その提言を踏まえながら取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

参考までに、前年比20%増し、40%増しと、今、ここ数年、不登校の子ども数が増えている、それは福岡市のみならず、全国的な傾向で、こういう急増は25年ぶり、1990年代前半以来です。その背景はよく分かってないというのがありますが、一つ言えるのは、1990年代前半の不登校のお子さんたちの世代が、今、親の世代になっているということは確実に言えるかなと思っています。社会的に何か大きな、学校とか教育に関する、あるいは家庭ですかね、地殻変動が起きているんじゃないかなと。確かに委員の御指摘のとおり、数値がちょっと目を疑うような数値になっています。

あ、どうぞ、どうぞ。挙手していただきありがとうございます。

○事務局 大幅に増えている部分に関してのみ説明させていただきますと、不登校の文科省の定義が多少変わったこともございます。これまでは、その他の要因というところで、複合的な要因のある児童・生徒に関しましては長期欠席児童・生徒に入れていたところでございますが、やはりその他の要因も、主たる要因があつて不登校に関するものであ

れば不登校にカウントするという定義の変更がございまして、この年度の変わり目のときには大幅に増加するということもある程度考慮したということを補足させていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほかの施策等でございますか。お願いします。

○委員 目標1の施策2です。児童虐待防止の対策で、先ほどの母子の健康の数値で載っていますが、乳幼児健診の実績者数ですね。4か月健診で1万2,482人とありますけれども、この母数が分からないと、これがどういう状況なのかというのがですね。全員100%実施ができているのかどうかというところは気になったところです。未受診者がどれぐらいいたのかということと、そこに対しての対応はどのようにされてきたのかということをお尋ねします。

あと、意見になりますけれども、この間ずっと虐待防止については様々な御支援をいただいています。支援策はたくさんメニューがあるのですけれども、実際、若いママたちも含めて、そういう虐待リスクを抱えている方は、悩みを持っていてもなかなか自分から相談に、分かっているも行こうとしないというより、できない。経済的なところで一生懸命働いているとか、なかなか自分から行かないということを含めて、行けば自分はもしかしたら叱られるのではないかと、若いお母さんと話しているときに、そういうような思いも吐露していただいたことがあるんですね。ですから、虐待のリスクを抱える人たちに対しての、踏み込んだ対策というか、施策も要るのではないかと。

福岡市は今回、家庭に入っているんですね。支援策で、家事・育児の支援を8月から拡大をいただいていますけれども、その前、行政の対象として見えない部分を。全てが見えるとは限らないんですね。そういう意味では、やはりこの4か月健診ってとても大事なかなと思いますので、母数とか、あと未受診者に対する対策を教えてくださいたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○事務局 こども発達支援課長でございます。まず、4か月児健診の受診者ということでございますが、資料に載せております受診者数が、令和元年度で1万2,482名ということとございまして、対象者については1万2,841人ということで、受診率は97.2%となっております。その後、未受診者についての受診勧奨であるとか、未受診者については何らかの連絡を取り合って、その方が何らかの支援を必要としているかどうか、取り残

されていないか、そういったところは引き続き区でフォローをしていくという形を取っているところでございます。

○事務局　こども家庭課でございます。今、委員のほうからお話がありましたとおり、福岡市でも虐待予防の観点から、この間も新たに、今お話があつていましたように、養育支援訪問事業に育児・家事援助サービスを入れたり、子どもショートステイの受入先を拡充したり、そういうことで拡充に取り組んできております。

それともう1点、産前・産後母子支援事業と申しまして、母子生活支援施設というのが、産後しか受入れができなかったものを、産前から切れ目なく受け入れるという、そういう国のメニューがございまして、それを活用させていただいて、福岡県母子福祉協会さんと連携しまして、10月から取組を始めさせていただいたところでございます。

その中の取組の一つとして、今お話があつたように、これまで若年層、特に10代の方とか、予期せぬ妊娠とかになられて、なかなか親御さんとか周りの大人たち、もちろん行政にも御相談できないような方々のフォローができないかということで、相談専用窓口を設けさせていただいているところでございます。名称はC o m o m o t i e といいますけれども、これにつきましては市政だよりとかホームページにも載せておりますが、言わば若年層のそういう方々に届けるために、今後SNSとかもちろん活用しながら、あとは教育委員会とも連携しながら、子どもたちに幅広く、こういう相談窓口があるんだよということを知らしめていく必要があると思っております。今後、そういう形で、なかなかこれまで行政につながりにくかった方々についても、できるだけ支援につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　ありがとうございました。

では、皆さん、すみません。そろそろ予定の1番目の議題の審議にかけるのは11時前後と見込んでおりました。

「やや遅れている」という目標1施策7を中心に御意見、御質問をいただきました。あるいは目標1施策5、切れ目ない、あるいは健診の未受診者等の対応等も含めて御意見をいただいたところです。特に目標1施策7の、行き渡っているかというところで、その評価方法を多角的にしたほうがいいという意見は複数の委員からいただきました。また、荒木委員からは若者の自殺という非常に重たいところにも触れていただきました。

どちらも今後の事業一つの展開でなるべく改善が見込めるというような、そういうものではなく、長期的にオール福岡という形で取り組んでいかないといけないことなどの話をさせていただいております。

本審議会における「第4次福岡市子ども総合計画」の実施状況の点検・評価については、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

議題

(2) 「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価の方法について

○委員長 続きまして、議題(2)「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価の方法についての審議に入ります。

今年度から、第5次福岡市子ども総合計画の期間がスタートしていますが、その計画に基づく施策の実施状況について、審議会としての点検・評価の方法を決定する必要があります。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局 資料2を御覧ください。「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価についての案でございます。

1の「点検・評価の考え方」でございますが、第5次子ども総合計画冊子の13ページになりますが、その中に「7 計画の推進」「(2) 実施状況の点検・評価」の項目を設け、「毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを取りまとめ、「福岡市子ども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し、公表します」との記載がございます。

2の「実施方法」の「(1) 点検・評価を行う項目」でございますが、点検・評価は、第4次計画の実施状況の点検・評価と同様、目標1から3に掲げる施策ごとに実施してはどうかと考えております。

枠囲みの中になりますが、例えば、目標1の「安心して生み育てられる環境づくり」では、「施策1 母と子の心と体の健康づくり」「施策2 幼児教育・保育の充実」など5つの施策を掲げております。目標2には4つ、目標3には6つの施策を掲げており、全体で施策1から15まで、計15の施策の実施状況について、点検・評価を行うことになります。

また、「(2) 点検・評価の流れ」でございますが、一番下の流れを御覧ください。まず、年度が終了しましたら、①として、市において、前年度の実績の取りまとめを行い、施策ごとに進捗状況の評価案を作成いたします。これらの評価案を審議会に報告させていただき、②として、審議会では評価等をいただきます。その結果を、③として、市

のホームページで公表させていただく流れとする案といたしております。

具体的には、令和2年度の実績から点検・評価を行うこととなりますので、次年度の令和3年度審議会で最初の評価をいただくというものでございます。

裏面を御覧ください。（3）に点検・評価の視点を新たに記載いたしております。各施策1から15に関連する成果指標、事業目標に対する施策の進捗状況などを踏まえて、点検・評価を実施するというものです。「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」それぞれの右に記載しております視点で、点検・評価を行ってはいいかかと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明いただいた内容について、御意見等お願いします。

○委員 全体の流れに意見があるわけじゃなくて、今、第4次の評価がなされまして、いろいろ意見が出たわけですね。その出された意見が次の第5次でベースにならないとおかしいのではないかと思いますので、評価するに当たっては、その辺に留意していただきたいという意見を述べさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。今日の会議で言えば、第4次に関しては、数値評価だけではない多角的な観点の評価方法をとということが、意見としてございました。第5次の評価方法に向けて、その辺りを事務局はどういう考え方をしていくか、何か方向性はございますか。

○事務局 こども未来局企画課長でございます。第5次の計画に関しての評価につきましては、ただいま説明した流れに基づいて御提案させていただいておりますが、自己評価の考え方等につきまして、委員の皆様から様々な御意見をいただきましたので、2年度の施策を評価するに当たっては、しっかりそういった考え方を整理しながら点検を行ってまいりたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。例えば今回の議題2の1でいただいた御意見の評価、特に指標の多角化というようなところが必要かと思います。第5次の点検・評価の間の中の見直しが可能であれば、対応していただければと思います。

そのほかございますか。

○委員 第5次の点検・評価の流れというのも、おおむねこのとおりでいいと思いますけれども、観点として、今般、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく広がっている中で、子どもたちに、保育の現場だったり、学校教育の現場だったり、学童の現場だったり、また障がい児の現場だったり、様々な影響が広がっていますし、青年・学生もやはりコロナの影響でかなり生活困窮にも陥っているという状況になっております。また、ひとり親家庭には相当の経済的な打撃もあって、厳しい状況になっています。

そういうコロナの影響で、第5次の計画が策定されたときとは大きく状況が変わって、子どもたち、青年・学生を取り巻く、若者を取り巻く環境も大きく変わっているという状況もあると思うんですね。先ほどの不登校とかひきこもりの話が出ましたし、次の三つ目の議題にも関わってくるかとは思いますが、そういうところへの支援の在り方とかそういったところも、この計画を、ただ計画の文言に沿って評価するというだけではなくて、そういう環境の大きな変化を捉えた上で適切にどんな支援が必要なのか、施策のそれこそ柔軟な見直しも含めて、評価も含めてやっていくということをぜひ観点に据えて、実施状況の評価をしていただきたいと意見を述べさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

今、非常に重要なキーワードをいただきました。コロナ禍において、こういう計画が、そもそも当初予定したとおり進むとは当然限らなくて、子どもや親、あるいは地域にもいろんな影響が出ているという中で、流れ自体はこの資料2の評価の流れでやっていくと思うのですが、先ほどの議論にもございましたけれども、定量的な目標が達成されたかどうかに加えて、コロナも含めた社会状況、そういうところから特段にこういう観点で項目の評価をするというような、そういう定性的な文言ももしかすると必要ではないかなと思います。

コロナ禍ですので、この辺り特に今年度、令和2年度の実績に関する点検・評価等は工夫が必要じゃないかと思います。これまでコロナ前のような定量的なものに関して達成した・未達成というところに加えて、定性的で市民の皆様が分かりやすいような記載を、場合によっては、御協議、御考慮いただければと思います。貴重な御意見をありがとうございました。

そのほかございますか。

○委員 点検・評価の流れについての意見ではないのですが、今回、第4次と第5次の子ども総合計画は、大きく組立てが変わっております。これまで、子どもの権利の尊重や地域との共働、社会全体で見守る仕組みというようなことは目標として組み立てられておりましたけれども、今回の第5次では基本的姿勢として掲げられているところだと思

います。それで、当然そうなさるとは思うのですが、評価の際に、この基本的な姿勢を十分頭に置いてといいますか、加味して、そこを基本的な視点に置いた評価ということに御留意いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 先ほどから委員から出ておりますように、コロナ禍での計画を作成するという、それまでは考えられないような状況にあると思うので、この審議会においても、中間的な見直しとか、そういったことを積極的にやるということを確認していただいた上で、こういった点検・評価についても。この辺を平常時と同じ、こういった方法は取るんだけれども、コロナの部分に関して瞬間的に、例えば理念とかのところでは何かこの審議会で通常とは違うような点検・評価をしていただければと思います。要望でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。大変喫緊の状況下の御指摘だと思います。ただ、コロナ禍が3年目では明けているということを見通せない状況でございますので、先ほど、委員の方から御指摘いただいているように、点検・評価の流れとしてはスタンダードなものとして進めるということの、やはり書きぶりですね。先ほどの、言ってみれば、資料の1の2のこの横長版の書きぶりを少し工夫して書いていただくようなことが必要ではないかなと思います。定量的な考察だけでなく、定性的なところも項目によっては加えていただいて、このコロナ禍というところの特別な状況を乗り切っていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ウェブ参加の委員の方、何かございますでしょうか。

○副委員長 本日はZ o o mで参加させていただいております。

今年はコロナの影響がありまして、妊婦さん自身も出産で御主人の立会いができず、自粛があり、子どもたちも家の中での安全性が守れないような状況が多々あります。なので、そんな中で、今年状況と昨年度を評価するというのはかなり難しい状況だと思います。だから、そういうものを加味しながら、来年度の第5次を評価しなければいけないというところをすごく感じております。特に子どもたちを守っていかなければいけないという、子どものこと、それから女性たち、社会的に弱者であるという人たちをどういうふうに守れるかという施策はしいてちゃんとやっていると思うのですが、この審議の中での成果をどういうふうにまた考えていかなければいけないのかというのは、すごく大きく、来年度の最終の評価は難しくなるのかなというふうにつくづく感じ

ておる次第でございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。委員、何かございますか。

○委員 大変学ばせていただいております。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。また何かございましたら挙手などで合図をお願いいたします。

では、この議題2の(2)ですが、スタンダードな形として、こちらの第5次の点検・評価方法、あるいは流れについて、資料の事務局案でさせていただくということによりでしょうか。

ただし書がつきますけど、コロナ禍において、従来の評価等の文言、自己評価等も含めての文言の書きぶりや、あるいは「順調」「やや順調」等の文言の割当ても柔軟にさせていただいて、この難局に対応できるようにしていただければと思います。

コロナの状況によっては、また改めて仕切り直しというものも出てくるかとは思いますが、取りあえず今回はこの資料2にお示しいただいております点検・評価方法でさせていただくということで、皆さん、御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

議題

(3) 社会生活を営む上で困難を有する若者に関する施策の方向性について

○委員長 続きまして、議題(3)社会生活を営む上で困難を有する若者に関する施策の方向性についての審議に入らせていただきます。

昨年度、本審議会から市へ行った答申を基に策定された「第5次福岡市子ども総合計画」の施策8に、若者に関する施策の充実が盛り込まれており、本日は、その方向性について市より付議されておりますので、審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3、若者に関する総合的な支援・連携体制の強化について、御説明させていただきます。

まず、1、計画上の位置づけでございますが、先ほど委員長からお伝えいただいたとおり、第5次福岡市子ども総合計画におきまして、「施策8」の方向性として、社会生

活を営む上で困難を有する若者に関し「若者に関する総合的な支援・連携体制の整備」を位置づけております。

具体的には、点線囲みの部分ですが、社会生活を営む上で困難を有する若者や家族についてニーズに応じた適切な支援機関や団体につなぐための相談機関の設置を検討するとともに、途切れることなく複合的な困難にも対応するため、「縦と横のネットワーク」による連携体制を強化することとしております。

続いて、2、現状と課題についてでございますが、若者の支援については、現在、様々な公的、民間機関が専門性を生かして取り組んでおられますが、下記のような課題があります。

(1) 義務教育修了後の総合的な相談・支援の受け皿がなく、中学校卒業や高校等中退を機に支援が途切れる場合がある。高校等卒業や児童相談所の支援終了など18歳でも支援の途切れがある。

(2) 若者の抱える困難が複合的な場合、複数の機関による支援を組み合わせる必要があるが、若者支援に係る関係機関・団体の体系的な連携の仕組みがない。

(3) 自分の抱える困難の要因が分からず支援の狭間にいる若者や、自力では適切な支援機関にたどり着けない若者に対して必要な支援を届ける手段が十分でないといった課題がございます。

参考データとして、本市の不登校児童生徒の人数、国公立私立高等学校の中途退学率などの数値を掲載しております。

資料右側を御覧ください。ここから、事務局案について御説明いたします。

3、施策の方向性（案）としておりますが、下記3つの機能を中心に、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に関する総合的な支援・連携体制を強化していきたいと考えております。①中学校卒業や高校等中退後の若者への支援を引き継ぐ体制、②機関・団体同士の協議・連携機能（体系的支援体制の構築）、③自身の抱える困難が分からない若者でも適切な支援機関・団体につなげ、社会に定着するまで支える伴走機能でございます。

まずは、(1) 若者を支援する団体のネットワーク構築といたしまして、市内の支援団体（約30団体）のネットワークを構築し、若者の複合的な困難を解決するための支援、人材育成、情報発信を行ってまいります。具体的には、支援団体同士の交流会などを開催して、顔が見える関係をつくっていくというものです。また、各団体の専門分野、支援内容などの効果的な広報などを行っていければと考えております。

次に、(2) 若者支援のための連携体制と総合相談機能の充実でございますが、①若者支援地域協議会（仮称）の設置について御説明いたします。

子ども・若者支援地域協議会として、新たに「若者支援地域協議会（仮称）」を設置

し、年齢階層で支援を途切れさせない「縦のネットワーク」と各分野の機関が連携する「横のネットワーク」を充実させることにより、実際に支援を行っている機関・団体が個別の支援に当たって必要な連携方策や課題などの協議を機動的に行える体制を構築したいと考えております。

また、本市の子ども・若者施策に対する調査、審議につきましては、引き続き、子ども・子育て審議会にお願いをしたいと考えております。

図でお示ししているとおり、若者支援に関わる具体的な連携方策等の協議を地域協議会で行っていくという位置づけでございます。

次に、②総合的な相談機関の設置について御説明いたします。

機能案として、①支援を引き継ぐ機能、②連携を促し支援を調整する機能、③定着まで伴走する機能としております。

こちらイメージを図でお示ししておりますが、現状と課題で御説明いたしました体系的な連携の仕組みがなく支援の途切れがあるといった課題を解決するために、このようなネットワークづくりを考えております。本人や家族から相談、または関係機関からの引継ぎを受け、この中心の総合的な相談機関では、若者を各専門機関や支援団体につないだり、つなぎ直したり、伴走しながら支援を行います。そして、若者の社会参加や自立へとつなげていくというものです。

最後に、（３）若者支援地域協議会（仮称）準備会の開催です。こちらは来年度から着手できればと考えております。

上記（２）若者支援のための連携体制と総合相談機能の充実へ向けた準備会を設置し、①協議会の協議事項・運営方法等、②総合的な相談機関が担う機能などを具体的に検討し、その結果を来年度の審議会でご報告いたします。

構成員（案）としては、国の例示を踏まえ、恐れ入りますが、次の資料３別紙を御覧ください。「子ども・若者育成支援推進法について」として、内閣府が作った地域協議会を中心としたネットワークのイメージ図がございます。こちらを踏まえ、構成メンバーは、市、県、国の教育、福祉、保健医療、矯正・更生保護、雇用に関わる機関等に呼びかけ、御参加いただきたいと考えております。

以上で資料３の説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明がありました若者施策の方向性について、御意見などがございましたらお願いします。

○委員 非常に重要なことだと思いますし、ぜひ実現させていただきたいのですが、私が懸念することが２点ほどあります。

まず、総合的な相談機関というのは、どういう形で構成されるのか。問題なのは、継続的な支援をやるためには安定した機関でないといけないのですけれども、これまでいろいろ私が各市で見ていると、福岡市もそうではないかと思うのですが、往々にして非正規雇用で、しかも契約が非常に短い期間でそういうものが設置されるケースが多くて、非常に不安定で継続性に乏しいというのが懸念されます。2点目は、支える側のいろいろな市民団体があるわけですが、こういったところもしっかり継続性があるって、取り組めるように、いろんな形での支援がどの程度やられるのか。やっぱり両方がなければ、実際に継続的に支援するというのは、私は非常に難しいのではないかと。制度があっても効果がないというかですね。そういう意味で、しっかりと継続性が維持できるような仕組みを検討していただきたいというのが私の意見です。

○委員長 ありがとうございます。切れ目のない支援のための継続性ということです。何か現時点で、継続性というキーワードに対して、事務局のほうでございますか。

○事務局 ありがとうございます。本日お示ししたイメージでございますが、第5次子ども総合計画の審議において方向性として御意見をいただき、計画に盛り込んだ相談機関の設置や、連携体制について示させていただいているものでございます。具体的な総合的な相談機関をどのような形で運用していくか等については、これから関係機関の皆様の御意見等を賜りながら考えていきたいと思っております。

また、若者や家族の支援だけでなく、人材情報の提供や、各団体同士の連携促進など、関係団体への支援というのはやはり必要だと思っております。

○委員長 ありがとうございます。貴重なキーワードをありがとうございます。

○委員 まず、三つほど質問させていただきたいと思います。

一つは確認ですが、この資料の中で出てくる若者の範囲は、年齢で言うとなん歳から何歳のことを指しているのかということです。資料の例えば18歳から39歳の状況ということで数字の資料が載っているのですが、その18歳から39歳なのかという確認でお伺いしたいということです。

二つ目は、社会生活を円滑に営むということは、具体的にどういう状態なのか。それが難しいということで複合的な困難があると、それを抱えているということですが、具体的にどういうふうな困難なのかという、現時点での市の認識をお伺いしたいと思います。

三つ目は、若者を支援する団体のネットワーク構築ということで、市内の支援団体、

約30団体のネットワークを構築とあるのですけれども、現在市内にある支援団体は、例えばどういうふうな活動をされているのか、どんな若者を対象にどんな支援をされているのか、把握されている範囲で教えていただきたいと思います。

お願いいたします。

○委員長 では、まず第1点目、この資料の若者の定義、そこを御説明お願いします。

○事務局 こども未来局企画課長でございます。若者とはどのような年齢層の方を対象にしているのかでございますが、先ほど課題のところでも申し上げました、中学校卒業や高校に入ったけれども中退された方といったような、その辺りの年代の方を主な支援対象として考えております。ただ、39歳までは様々な若者支援施策の対象となっており、第5次計画でも40歳未満の方を施策の対象としておりますので、幅広く対象としていくべきだと考えております。

○委員長 ありがとうございます。

では、二つ目の社会生活を円滑に営む上での困難というのは、例えばどんなものがございませうかという御質問はいかがでしょうか。

○事務局 ひきこもりですとか不登校になられた方々は、学校や社会との関係性が途切れてしまって、学業であったり、また仕事であったり、気持ちとしては学びたい、働きたいと思っている方もおられるのですが、自分と家族だけの力ではなかなかそこに結びつけない方がたくさんいらっしゃるかと思います。そういった意味で、仕事だったり、地域との関わり、社会との関わりにもう一度つながっていけるような支援を幅広く行ってまいりたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。

では、三つ目の資料3-3の(1)に書いてある支援団体、約30団体、多様な団体さんだと思いますが、何か市のほうで把握されている特徴というか特性みたいなものがあれば一つ、あるいは二つ教えていただけますか。

○事務局 こども未来局企画課長でございます。私どもが把握している支援団体の活動でございますが、幅広く様々というのが答えになるかと思います。小学生のお子さんから上のほうだと30代の方々を対象にいろんな支援をしていらっしゃいます。

支援の内容につきましても、不登校、ちょっと気軽に行く場所が欲しいといった方々

への支援、家庭内での問題や就労の支援など、様々な課題に対応しておられます。

支援の方法も、居場所を設けたり、または、家庭へ出かけて行く訪問型の支援をしているところもございます。

○委員長 ありがとうございました。

○委員 ありがとうございます。年齢については、中学校卒業、高校中退とか、そういうそこら辺の年齢から、やはり本当に39歳まで、またさらにその上までというか、幅広く対象にしていくべきなのかなというふうに私も思いました。

それから、市内での支援団体が年齢幅も多様に、様々な家庭から就労の問題まで、その悩みまで支援されているということを私も初めて認識しまして、そういった団体との連携をこれから深めて、体制強化をしながら、この若者支援に取り組んでいくということだと思います。

その上で、私自身も勉強不足のところもあるのですが、今回この提案がなされるということで、子ども・若者支援推進法という法律、この基になっている法律ですね。この法律の目的のところを見ますと、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることに鑑み、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえて制定するというふうなことを明記されているんですね。やっぱり憲法と子どもの権利条約の理念にのっとりつくられているという法律ということで、極めて重要な点だなと思いました。

近年、子どもの貧困とか児童虐待、いじめ、不登校の増加で、先ほど来議論もありました過度な競争、管理教育、自己責任の押しつけなど、本当に子ども・若者を取り巻く環境は、この30年40年の長い中で深刻さを増していると思います。それがこの不登校の増加やひきこもり、貧困から抜け出せずに社会から切り離されて孤立状態に陥る若者が増えている、中高年が増えているという状況になっているのだろーと思います。20代、30代の方でも一旦就労して社会に出ても、その職場がブラックだったりとか、長時間・過密労働とか、低賃金で貧困から抜け出せなかったりとか、そして人間関係で不信になって精神疾患を患ったりとか、そういうふうなことでひきこもりになってしまうというような調査結果もあつたりします。

やはりこういった今の若者が置かれている状況というものを正確に把握する、実態を正確に把握するということが大事だと思います。それで、ひきこもりとか無職の状態であるような若者の実態をより丁寧に正確に、例えば各小学校区ごととかで悉皆調査をし

て実態をしっかり把握していくということが、まずこの協議会を立ち上げるに当たっての一つの重要な、かなり時間のかかることだと思うのですけれども、大事なところではないかなと思います。その辺りの実態の把握をどういうふうに実施していくのかということについて御所見をお伺いできますでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。こちらの実態把握、それに即したプランニングをしていくというところですけども、その辺りは。どうぞ。

○事務局 こども未来局企画課長でございます。平成30年度に青少年の意識と行動調査を実施し、そういったものに基づいて、第5次計画の施策等を検討したところでございますが、先ほど参考データとしてお示ししたように、子どもたちの状況というのは刻々と変化するもので、不登校が増えるなどといった状況もあると思いますので、現状をしっかりと見極めながら施策を考えていきたいと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 何度もすみません。そういう調査をしっかりやっていく上で、こういう問題は本当にデリケートな問題で、家族の方が世間体を気にして近所にも隠しているとかいうことが多くて、やはりなかなか実態がつかみにくいところだと思います。

この間、2019年でしたかね、ひきこもりの子どもが親に暴力を振るうとか、また、お父さんがひきこもりの息子さんの殺害に至るとか、そういう事件が発生しています。一方は、家族が自分たちだけで対処しようとか解決しようとするのは困難だと。だから、第三者の相談機関に相談しよう、頼ろうとしたけれども、そこで家族から見放されると思った息子さんが暴力を振るったと。もう一方は、家族は誰にも相談できずに、自分たちだけで解決しよう、解決しよう、何とかしようと思い詰めた結果、結局子どもさんを殺害するというふうに至ったという。

ですから、本当にこのひきこもりとか、そういう社会とのつながりが断たれてしまった人たち、そういう困難を有する人たちを何とか社会復帰や適切な支援につなげていくためには、家族と外部の両方からの適切な関わりがなされることが本当に必要だと、これはひきこもり支援の専門家で精神科医の斎藤環先生がおっしゃっておられます。こういうふうなことを今回の若者支援地域協議会という場でも、今の捉えられている18歳から39歳までの若者の支援も大事なのですが、40代50代とかまで引き継いでいくといいですか、そういう連携した一体的な体制の整備、それから支援の在り方といったものも検討していくべきではないかなと思いますので、よろしくお願いします。すみません、長

くなりました。

○委員長 ありがとうございました。

皆様、今、資料3の右側について特に議論いただいております。

施策の方向性（案）の若者や困難の定義や状況のお話、あるいは3の（1）の支援団体、多様なところのネットワーク化、そして（2）の中心となる若者支援地域協議会の設置に向けた流れ。そして、先ほど委員からもありました②の相談機関というところの継続支援として、いろいろなつなぎにくい状況、見えにくい実態を把握していったって、機動的に継続的に支援していく仕組みをつくり上げるということ。今はあくまでも机上の計画ですので、委員に御指摘いただいたことを十分考慮しながら進めていただければというふうに思います。

委員の皆さん、資料3にある3の（3）、若者支援地域協議会の準備会を開催することが令和3年度にプランとして予定されております。

若者支援に関わる関係機関を中心とした若者支援地域協議会の準備会を、市として開催し、その中で、協議会の協議事項や運営方法、総合的な相談機関が担う機能など、円滑な連携に向けた方策を具体的に検討いただき、来年度の審議会に御報告をいただくという方向性について、御了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございました。

まだありますか。どうぞ。

○委員 1点だけ。私は育児サークルの研究者ですが、同じ困り感を持った者同士でピアカウンセリングとか、そういうのはすごく有効だと思うのですが、保護者同士だったり、同じ立場の若者同士だったりの場所というか、そういうものも計画されているかをお聞きしたいのですが。

○委員長 そちらは、既にもう福岡市ではいろいろ展開していて、えがお館を中心に行っていることだと思いますが、何か補足の点等ございますか。ピアサポートというようなところで。

○事務局 こども未来局企画課長でございます。御意見ありがとうございます。実際、当事者の方々同士や御家族同士の会というのは、福岡市内で様々な活動をしていらっしゃいます。民間団体のネットワークの中にはそうした方々も入っていただいて、ピアサポートであればこういった団体がありますよといった情報交換も含めて、ネットワークの

あり方を考えてまいりたいと思います。

○委員 ありがとうございます。

あと、すみません。大きくこの支援には賛成なのですが、ニュージーランドで、例えば小学校とかで、自分が算数をもう一年勉強したいと思ったら、もう一年3年生をやり直すとかそういう方法で、留年という考え方が非常にポジティブに考えられているそうです。日本はどうしても枠の中にはめよう、はめようとしてしまうところに、子どもたちが悲鳴を上げて、不登校やひきこもりにつながると思います。どうしても大人の価値観の中で子どもを枠にはめようと。無意識ですけど私たちも刷り込まれていて、何かそういう刷り込みが大人の中にあって、こうしなければならないというものが子どもに。もっと子どもの意見を取り上げていかないといけないのに、ちょっとというようなことを感じるようなことがあります。これは皆さんが抜本的に考える問題だとは思いますが、それでも、そのニュージーランドの事例がいいなと思いました。

あとは、社会的に再チャレンジができる、学びたいときにいつでもまた学べるという風潮というか、そういうのが子どもたちに、ひきこもりの人もそうですが、不登校の子も、希望になるのではないかなと思います。私の友人の子どもも中学に入って不登校になったのですけれども、先生がとても子ども扱いをすると。すごくそれがきつくて中学校から全く行けなくなってしまったと。そういうようなちょっとしたことで子どもたちは行けなくなるということがあるので、本当に大人の問題だと思います。不登校とかひきこもりは社会全体の問題だと思うので、みんなで知恵を絞っていく力がないと。

すみません、大きな感じで言いました。すみません。

○委員長 ありがとうございます。冒頭の議題1のところの、子どもの権利というところの主体的な認識にも係ってくるような発言をいただきました。ありがとうございました。

では、議題2の3、こちらの資料3のほうはお認めいただいたということで、こちらの審議会と両輪で支援に当たっていくということで御了解していただいたということで、よろしくお願いいたします。

報告

(1) 専門部会の開催状況について

○委員長 それでは最後に、「専門部会の開催状況について」、事務局より報告をお願いします。

○事務局　こども未来局企画課長でございます。資料４「専門部会の開催状況について」を御覧ください。

時間が迫ってまいりましたので、詳細な説明については、申し訳ありません、割愛させていただきますが、４つの専門部会について開催状況を記載しております。処遇困難事例等専門部会、権利擁護等専門部会、教育・保育施設等認可・確認専門部会、重大事故再発防止等専門部会ということで、令和元年度及び令和２年度の１０月末現在での開催状況と内容について記載させていただいております。よろしくお願いいたします。

○委員長　時間の関係で少し簡潔に御説明をいただきましたけど、こちらの資料４について何かございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　ありがとうございました。

その他

○委員長　以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　特にないようでしたら、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

それでは、事務局にマイクをお返しします。

閉会

○事務局　委員長、副委員長、並びに委員の皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

最後に１点、この場をお借りして御紹介させていただきたいことがございます。本審議会の大谷委員が所属しておられます「子どもＮＰＯセンター福岡」様が、内閣府の「子供と家族・若者応援団表彰」を受賞されることが、先ほど決定いたしました。この表彰は、子育てを担う家族を支援する活動に顕著な功績があった団体等に対して贈られるものであり、このたびは大谷委員を中心に関係者が長年尽力しておられる「子どもの権利」の実現に向けた市民主体の活動や、市民と行政の共働の取組などについて、子育て・家族支援部門の内閣府特命担当大臣表彰を受賞されるものでございます。この場をお借りしまして、御紹介させていただきました。

それでは最後に、事務連絡でございます。

本年度より、委員の皆様への交通費の支給を行うこととなっておりますので、必要な手続きにつきましては、追って文書にて御案内をさせていただきますので、よろしくお

願いいたします。

本日の会議の内容につきましては、会議録を作成し、公表することとなっております。後日、会議録の内容を事前に確認いただくため、メールまたは郵便でお送りしますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、「令和２年度福岡市こども・子育て審議会」を終了いたします。
ありがとうございました。

閉 会